

矢巾町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月20日（月）午後1時30分から

2. 開催場所 矢巾町役場2-2会議室

3. 出席委員（16人）

会長	16番	米倉孝一
会長職務代理者	15番	藤原由明
委員	1番	佐々木昭英
	2番	白澤和実
	3番	中川和則
	4番	阿部江利子
	5番	藤原弘也
	6番	藤原幸藏
	7番	藤井 満
	8番	藤原啓師
	9番	吉田 力
	10番	川村良道
	11番	村松とも子
	12番	佐藤俊孝
	13番	白澤克美
	14番	川村和男

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 使用貸借解約通知について
日程第7	報告第3号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について
日程第8	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する 許否決定について
日程第9	議案第2号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する 許否決定について

- 日程第10 議案第3号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について
日程第11 議案第4号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定
許可申請に対する意見決定について
日程第12 議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
日程第13 議案第6号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている
等の証明申請に対する許否決定について
日程第14 議案第7号 相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行って
いる等の証明申請に対する許否決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 保
主 査 泉山 弘道
主 査 煙山 裕

6. 会議の概要

議 長	<p>ただいまから令和2年第1回矢巾町農業委員会総会を開会します。</p> <p>質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。</p> <p>また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくをお願いします。</p> <p>ただいまの出席委員は16名であります。あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	それでは当職より指名します。5番藤原弘也委員、6番藤原幸藏委員、7番藤井満委員にお願いをいたします。
議 長	<p>日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、煙山裕主査にお願いします。
議 長	<p>日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	それでは、本日1日と決めます。

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第4、業務の経過報告ですが、主なものについて当職よりご説明いたします。</p> <p>1月8日の令和元年度第1回矢巾町農業経営体連絡協議会でございますが、これは、去年発足いたしました協議会ですが、今年度の計画について協議いたしました。今日の総会終了後の全員協議会で説明があると思っておりますが、人・農地プランの実質化に向けて進めていきます。</p> <p>10日ですが、第4回矢巾町総合開発委員会では矢巾町総合計画前期計画の総括をして町長に答申する内容を決めました。</p> <p>14日の婚活推進ネットワーク会議は、藤原啓師委員と一緒に出席いたしました。婚活の役員会で打ち合わせを行いました。</p> <p>なお、その他につきましては、あらかじめお配りしておりでございます。何か質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>では、次に進みます。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【報告第1号 朗読】</p> <p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>では次に進みます。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第6、報告第2号、使用貸借解約通知について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【報告第2号 朗読】</p> <p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

議 長	では次に進みます。
議 長	<p>日程第7、報告第3号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【報告第3号 朗読】</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	では次に進みます。
議 長	<p>日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【議案第1号 朗読】</p>
事務局	<p>なお、お手元の別添「農地法第3条調査書」の1～4ページをご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから許可要件の全てを満たしているものと考えております。</p> <p>補足説明でございますが、番号1と2の案件につきましては、譲渡人が未成年であるため親権者である母が申請したものでございます。</p> <p>また、番号3-1と3-2の案件につきましては、お互いが所有する農地を交換するものでございます。番号3-2の譲受人の〇〇さんは〇〇〇に住んでおりますが、〇〇〇〇にある〇〇に頻繁に通っておりまして、現在の職業も〇〇〇〇〇〇となり、これからは農業を中心に従事していくことから、所有している農地の全てを耕作できるものと考えております。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。 議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>挙手全員ですので、許可することに決します。 次に進みます。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第9、議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【議案第2号 朗読】</p> <p>なお、お手元の別添「農地法第3条調査書」の5ページをご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから許可要件の全てを満たしているものと考えております。以上でございます。</p> <p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。 討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。 議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>挙手全員ですので、許可することに決します。</p>

	次に進みます。
議 長	<p>お諮りします。</p> <p>日程第 10、議案第 3 号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、日程第 11、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定について、は転用に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	異議なしとのことですので、一括して議題といたします。
議 長	<p>日程第 10、議案第 3 号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、日程第 11、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【議案第 3 号 朗読】</p>
事務局	<p>なお、申請位置の状況でございますが、次のページをご確認ください。番号 1 の案件でございますが、役場の南西側約 2.0km に位置しておりまして、東側は町道間明田 1 号線に隣接しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、10 ヘクタール以上の一団の農地でございますので第 1 種農地でございます。</p> <p>続きまして、番号 2 の案件でございますが、役場の南西側約 2.8 km に位置しておりまして、東側は町道太田 8 号線に隣接しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、10 ヘクタール以上の一団の農地でございますので第 1 種農地でございます。続きまして。</p> <p>【議案第 4 号 朗読】</p>
事務局	<p>なお、申請位置の状況でございますが、次のページをご確認ください。役場の南東側約 3.5km に位置しておりまして、南側は町道安康線に隣接しており、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、農用地区域内の農地でございますので、農振農用地でございます。以上でございます。</p>

議 長	1月15日に農地転用現地調査を行った、土地調整専門委員会より調査結果を報告願います。
3番	はい、議長。
議 長	はい、3番中川委員。
3番	<p>はい、3番中川です。それでは、適用外証明の現地調査記録に対して意見書を〇〇さんの方から述べさせていただきます。</p> <p>意見書としては、当該土地は、〇〇〇〇年頃から住宅用地として利用されてきました。この度、地目を確認したところ、農地であることが判明し、20年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難であります。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外証明をするにあたりやむを得ないと判断しました。</p> <p>次の〇〇さんの方ですが、当該農地は平成元年頃から住宅用地として利用されてきておりまして、この度、地目を確認したところ、農地であることが判明しました。これも〇〇年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難であります。また、意図的な違反転用ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないと判断しました。</p> <p>続きまして、砂利取りの関係ですが、意見書といたしまして、当該農地は農振農用地であります。砂利採取用地として、一時転用は妥当であると判断します。砂利採取により、隣接する水田の保水への影響や泥水の排水による排水路への土砂の堆積及び農作業への支障並びに道路への土砂の流出が懸念されることから、工事の施工に万全の対策を期すよう指示いたしました。また、砂利採取作業に際して安全を徹底するとともに、工事車両の安全運行に関しても強く要望いたしました。以上でございます。</p>
議 長	<p>その他、補足説明がありましたら説明願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

	<p>討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、証明を許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、証明を許可することに決します。</p>
議 長	<p>議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、許可相当として意見することに決します。</p> <p>次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第12、議案第5号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【議案第5号 朗読】</p>
事務局	<p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p>
3 番	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、3番中川委員。</p>
3 番	<p>はい、3番中川です。今の案件の4と5-1と5-2ですが、再設定ではござい</p>

	<p>ますが、適用のところに水利費所有者負担ということで全部あります。小作料がほかの案件よりも高くなっていますが、この水利費の件について話し合いはあったのかお聞きします。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>3番、中川委員の質問にお答えいたします。4番の案件でございますが、こちらは水利費が所有者負担で、5-1と5-2が耕作者負担ですが、耕作者負担について金額が高いということですが、こちらの方は、水利費は耕作者の方が払うということで、こちらにつきましては申請の際には2人いらっしゃいまして、この金額で両方合意の上で申請がありましたので、そこに至るまでの経緯は聞いてはおりませんが、お互いがこの金額で納得したうえで設定したものだと思われまいます。以上でございます。</p>
3番	はい、議長。
議長	はい、3番中川委員。
3番	<p>はい、3番中川です。それであれば、耕作者の方の負担が10aあたり18,000円になり、このほかに耕作者の方は鹿妻の水代、10a当たり4,700円位でしたか、この分もプラスになるという考えでよろしいですか。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局
事務局	<p>はい、3番中川委員の質問にお答えいたします。こちらにつきましては、水利権も耕作者の方に動かしておりますのでその分も負担することになります。以上でございます。</p>
議長	あとは、ございませんか。
7番	はい、議長。

議 長	はい、7番藤井委員。
7番	はい、7番藤井です。5-1の賃借料ですが、18,000円ということで、たぶん高いなというものがあって質問されたようですが、間違いなくこれは事務局にお伺いしたいのですが、水利費は耕作者負担ということは間違いはないか。再度伺います。
事務局	はい、議長。
7番	はい、事務局。
事務局	はい、7番藤井委員の質問にお答えします。申請のとおりのものでございます。以上です。
議 長	あとは、ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。 議案第5号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。次に進みます。
議 長	お諮りします。 日程第13、議案第6号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、日程第14、議案第7号、相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について、は相続税の納税猶予に関する案件ですので一括して議題としてよろしいで

議 長	<p>しょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、一括して議題といたします。</p>
議 長	<p>日程第 13、議案第 6 号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、日程第 14、議案第 7 号、相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p>
	<p>【議案第 6 号・第 7 号 朗読】</p>
事務局	<p>補足説明でございますが、これらの案件は、相続税について相続人が引き続き農業経営を行うことを条件に納税を猶予しているものですが、3年に1回税務署に証明書を提出することが義務付けられているものです。議案第 6 号の番号 2 及び議案第 7 号の番号 1 の〇〇さんの案件ですが、通常農地を第三者に貸借した場合は納税猶予が終了してしまうのですが、農地中間管理事業等の特定貸付けとされている貸借の場合は引き続き納税が猶予されます。そのことから、税務署に引き続き農業経営及び特定貸付けを行っている証明を提出する必要があります。なお、税務署では農地を貸して賃借料を得ることも農業経営と判断するため、引き続き農業経営を行っている証明も必要とのことでした。</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p>
1 番	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、1 番佐々木委員。</p>
1 番	<p>はい、1 番佐々木です。2 番の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇年生まれ〇〇才ですが、耕作しているか確認したでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>

事務局	はい、1番佐々木委員の質問にお答えいたします。〇〇〇〇さんは現在中間管理事業により農地を全て貸借しているため耕作しておりませんが、特定貸付にあたるため、引き続き納税が猶予されるものでございます。以上でございます。
議長	あとは、ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。 議案第6号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、議案のとおり許可する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員ですので、証明を許可することに決します。
議長	議案第7号、相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について、議案のとおり許可する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員ですので、許可相当として意見することに決します。 以上で議事の全てを終了しましたので、総会は閉会といたします。 皆さま、大変お疲れ様でした。 終了 14時10分

以上は、令和2年1月20日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和2年第1回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長 _____

議事録署名委員 5 番 _____

〃 6 番 _____

〃 7 番 _____